

「大札新」(ダイサッシン) スローガン・ロゴ使用規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌市企業誘致スローガン・ロゴ「大札新」(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めたものである。

(趣旨)

第2条 ロゴは、使用者がこれを使用することにより、2030年頃までに計画されている札幌市都心部の大規模な再開発及びオフィスビルの大量供給を絶好の機会と捉え、官民一体となって企業誘致に取り組むという趣旨に賛同し、積極的に推進する意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体等の活動内容を保証するものではない。

(使用者)

第3条 ロゴを使用できる者は、大札新パートナーズ会員(以下「パートナーズ会員」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、パートナーズ会員の入会手続きを経ずに使用することができるものとする。

- (1) 報道目的で使用する場合
- (2) 行政目的で使用する場合
- (3) その他、経済戦略推進部長が必要と認める場合

(仕様)

第4条 ロゴの仕様は、別記札幌市企業誘致スローガン・ロゴマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定めるものとする。

(使用基準)

第5条 ロゴの使用は、営利又は非営利を問わず、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合に認める。

- (1) 札幌市都心部再開発の認知度向上に寄与すること。
- (2) 札幌市都心部への企業誘致の促進に寄与すること。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用者以外が使用しないこと。
- (2) 別記マニュアルを遵守し、ロゴを改変しないこと。
- (3) パートナーズ会員がロゴを使用した場合は、成果物(完成品又は写真等)を速やかに本市に提出すること。
- (4) ロゴのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ロゴを使用した成果物の安全性、品質等についても十分配慮し、また、各種法令を遵守すること。

(使用料金)

第7条 ロゴの使用料については、無料とする。

(使用の禁止)

第8条 札幌市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用を禁止された場合、禁止された日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が本規程又は本規程に基づく基準に違反した場合
- (2) 札幌市の品位を傷つけた場合又は傷つけるおそれがある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用した場合又は使用のおそれがある場合
- (4) 札幌市又は札幌市以外の者が保有する権利を侵害した場合又は侵害するおそれがある場合
- (5) 法令若しくは公序良俗に反した場合又は反するおそれがある場合
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員を利する場合又はおそれがある場合
- (7) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用した場合又は使用のおそれがある場合。
- (8) その他使用継続が不相当であると認められた場合

2 札幌市は、前項の規定による使用の禁止により使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。

3 札幌市は、使用者にロゴの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用に起因する問題)

第9条 ロゴに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、札幌市は一切の責任を負わない。

(権利)

第10条 ロゴに関する権利は、札幌市に帰属する。

(使用の非独占性)

第11条 使用者は、ロゴを使用することができるが、独占して使用することを認めたものではない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、経済戦略推進部長が別に定める。